

地公退ニエース

No. 124
2015. 4. 27
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

四月から新介護報酬スタート

制度改革の取り組みの到達点と課題は

今次の介護保険制度改革にあたっての最大のテーマは、①給付の重点化と効率化、②地域包括ケアシステムの構築、③介護人材の確保、であり、介護報酬改定にあたっての国の基本視点は、①在宅中・重度者や認知症高齢者への対応強化、②介護人材確保対策の強化、③サービスの効率化のためのサービス評価の適正化・規制緩和であった。

介護報酬改定を中心に、制度改革の概要と問題点を考える。

介護報酬改定の概要と特徴点

- ① 全体の報酬水準は大幅引き下げ
 - ② 報酬総額は、▲二・二七％の減額
 - ③ 改善は、①処遇改善加算十一・六五％（一人月二〇〇〇円相当）
 - ④ 認知症サービス強化十・五六％
 - ⑤ 減額は各サービスの基本単価 ▲四・四八％（平均）
 - ⑥ 新たな利用者負担は
- ① 合計所得一六〇万円以上は利用料二割
 - ② 特養多床室は新たに居室料徴収（月一四一〇〇円）
 - ③ 施設利用者への食費居住費補助に資産要件導入
- ① 第六期保険料の見込みは、政令・中核市の三割が六千円超
 - ② 一号被保険者……大阪市六七五八円、広島市五八八八円、港区六二四五円
 - ③ 二号被保険者……五二七三円→五二七七円（▲九六円）
- #### 四 報酬改定の特徴点
- ① 基本報酬は軒並み減額、各種加算で誘導と水準維持
 - ② 医療・リハ系の基本報酬は増額
 - ③ 特別養護老人ホームは平均六％減額
 - ④ 地域密着型（小規模多機能、グループホーム等）も大幅減額
 - ⑤ 予防通所介護は大幅減額（▲二〇％）
 - ⑥ ショートステイは三〇日超の長期連続入所は減額、居室外（静養室等）での緊急受け入れを容認

米国の下働きで戦争する国づくりを許さない

安倍政権は昨年七月の集団的安全保障容認解釈の閣議決定を法制化すべく自公協議を進め、六月二四日とされた第一八九国会の会期を八月まで大幅に延長して自衛隊法等の関連法改定を進めようとしている。

その内容は、ジャパンハンドラーと称される米国内のチーム（このチームは必ずしも常に米政府と同じ意見とは限らない）の指示に忠実に従うか、彼らの考えを付度するかしたものであるといわれる。

自衛隊に関する法律は総則的な自衛隊法と、個別場面の対応を具体化した付属法との複雑な構成になってきた。これらの現行法を骨髄胎して、自衛隊が日本周辺という地域制約をはなれ、国連決議とも無関係に、交戦に限りなく近いかたちで米軍の下働きをするよう改定しようとしている。

米軍にとっては日米地位協定（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本

(7) 特養入所「要介護二以下」は、指針で例外四要件明示
* 認知症、障害、被虐待、独居困難

それってあり？「二・三元円相当賃上げ」が「賃下げ」とセット

遠く処遇改善、処遇改善加算を相殺する「賃下げ容認」通知
厚労省の「賃下げ容認四要件」とは

- ① 経営悪化により一定期間にわたり収支が赤字、資金繰りに支障が生じるなどの状況にある
- ② 賃金水準の引き下げの内容
- ③ 経営及び賃金水準の改善の見込み
- ④ 賃金引き下げについて適切な労使の合意を得るなどの手続きがとられる

何よりも重要な「労使協議・合意」、そのために必要な労組機能・連合・自治労は、組合づくりと労使交渉の強化めざす

第六期介護保険事業計画の点検と要求を

確かめよう！ どうなるわがまちの介護保険

- ① 予防給付（訪問・通所）の総合事業への移行プロセスは
 - ② 何年度から移行するのか？（二七年度当初からも七八保険者）
 - ③ 現「要支援者」のサービスの選択余地はあるのか
 - ④ 移行後も「現行予防給付相当」の水準・内容は維持できるのか？
- ① 利用時間、回数、サービス内容、②利用者負担、③運営基準等の確認が必要
 - ④ 二 要介護認定手続きはどうなるのか
- ① 従来通りの要介護認定申請は受付けられるのか
 - ② 基本チェックリストの使用は強制なのか
 - ③ サービス確保のカギは市民参画
- ① 第六期介護保険事業計画の内容確認を
まず知る ↓ 学ぶ ↓ 発言する ↓ 行動する
 - ② 市民参画による地域コミュニティ再生の取り組みを
 - ③ 多様な方法による協議体の活用、ネットワークづくり
- 連合は政府に対し、処遇改善加算の実施状況の早急な調査を要請しており、自治労は、「要支援者へのサービス水準」、「介護労働者の処遇改善」、を中心に実態調査や自治体要請等を企画している。

国における合衆国軍隊の地位に関する協定」とガイドライン（日米防衛協力のための指針）で日本を縛ることができれば事実上の不都合はない。ここには日本国憲法より安保条約を、条約より地位協定・ガイドラインを優先する姿勢が露わになっている。

他方安倍氏は、先の侵略戦争を「八紘一宇の大東亜共栄圏建設をめざす聖戦」とする言説や、「自存・自衛の戦争の英霊として戦死者の名前の後にへのミコトVをつけて祀る靖国神社」と同じ心性を表明している。この買弁的行動と排外主義的民族主義の両極が奇妙に併存している人格の中で、下働きであれ侵略であれ「戦争をするしたい」ということだけは一貫しているように見える。今次の法改定は名称を見る限りでは既存法の一部手直しにも聞こえるが、内実は全く異なる法体系に切り替わると見なければならぬ。地公退は憲法を無視した戦争法制を作らせないために平和フォーラムや戦争をさせない一〇〇〇人委員会などと協力して力を尽くす。

動き出す「マイナンバー」

政府を監視して、危険な利用を手エックする

番号の通知と利用開始

二〇一五年三月に政府広報が各世帯に届いた。それによると、一五年一〇月に、個人には一二桁、法人には一三桁の番号。マイナンバーが通知される。番号通知の後、一六年一月から社会保障・税・災害対策手続きに番号利用を開始するとともに、申請した市民に個人番号カードの交付を始める。この後、一七年一月から国の行政機関の間で情報連携を開始、一七年七月からは自治体を含めた情報連携を開始するとしている。

番号は道具

番号は道具であり、その使い次第で公正な社会づくりの道具にも市民を傷つける凶器にもなるが、一旦作られた番号は常に機能を肥大させて権利侵害に向かう危険性を持っている。かつて民主党政権時にマイナンバーを検討した際は、納税者権利憲章をめざすとともに番号は「給付付き税額控除」を円滑にスタートさせる道具として考えられていた。安倍政権のもとでは給付付き税額控除と納税者権利憲章は否定され、多くの危惧の中で番号だけがスタートする。

政府広報は、「書類の添付が減るなど利便性向上」「行政手続きが早くなるなど効率化」「公正公平な課税・社会保障給付」など市民の利益を説明しているが、いずれも取るに足りない他の方策で解決が可能なものではない。現政権のもとで膨大なコストをかけて構築する番号システムの本質は、所得・資産把握の名寄せによる徴税強化、社会保障個人会計による社会保障圧縮、市民の監視・管理をめざすシステムづくりと言わざるを得ない。

社会保障個人会計は小泉政権時代の二〇〇一年、経済財政諮問会議で社会保障番号構想とともに浮上した。助け合いの社会保障原理を否定して個人単位で負担と給付を均衡させるもので、地公退は一貫して反対している。また、特定秘密保護法や戦争法制に付随して政治警察が強化されつつあり、この番号で一元化された個人情報による市民の監視・管理は公開されることなく深化することを警戒する必要がある。

紐つなげる一元管理と機能拡大

政府は、「マイナンバーは住民基本台帳番号や基礎年金番号など既存の番号とは統合しないので一元的な番号管理ではない」と説明してきた。しかし、実際にはマイナンバーも基礎年金番号も紐つけと呼ばれる操作で住民票コードと結びつけるので、事実上一元管理になる。

二〇〇二年に住基ネットが発足した当時は、民間利用しない、厳格に制限列記した利用範囲にとどめるなど反撥を和らげる措置がとられたが、今次の紐つけにより事実上利用が大幅に拡大されたことになる。派遣法をはじめとする労働法制が、入り口では高いハードルに見せかけて時間とともにハードルをなし崩しにしつつあるのと同様、市民を番号により管理することにも同じ手口がとられようとしている。

利用範囲拡大

二〇一三年五月の法制定時は利用できる事務・主体を限定して番号への抵抗を逸らしていたが、安倍政権の真意は利用範囲の拡大だった。法制定直後から「戸籍事務」「預貯金付番」「医療・介護・健康情報の管理連携事務」などへの拡大が検討されてきたと伝えられる。このうち戸籍は今後二〜三年間継続検討とされたもようだが、まだ本格実施・個人への番号の通知にも至っていない段階で早くも「預貯金付番」について、金融機関が預金者から個人番号を取得できる（二〇一八年から任意で、二〇二二年から義務化）ようにする、

「保険者が特定健診情報を管理、市区町村が予防接種履歴情報連携に個人番号を利用可能にする」の二つについては、一八九国会に機能拡大の法改定案を提案した。法案が可決されて口座付番が進行すれば、一九八〇年代の論争で潰えた「グリーンカード」による金融口座名寄せが姿を変えて実現する。口座付番は介護保険補給付の要件にされた資産調査の武器にもなる。

今次改定案には入っていないが、番号カードを医療保険の保険証に使うことを含め、マイナンバーによる医療保険管理も執拗に主張されている。

カード

政府広報は、二〇一五年一月以降顔写真つきのIC「個人カード」（大人一〇年（子ども五年有効）を申請により無料で交付するとし、このカードには運転免許証と同様な公的証明力を持たせると説明している。

かつて政府は「住民基本台帳カード」の普及を図ったが、有料だったこともあり四・五%とごく少数の発行にとどまったことを教訓化して、無料とした。政府は市民の掌握と将来の機能拡大の基盤としてすべての市民にカードを持たせることを強要しようとしている。

犯罪

個人番号制度で先行している韓国では、軍事政権時代の一九六二年に住民登録法がスタートした。その後改定を重ねて現在は市民一人ずつに出生時に住民登録番号をつけ、一七歳になると指紋押捺のうえ住民登録証が交付されている。この登録番号がハッキングや流出によって大量に漏出し、成りすまし犯罪が多発しているといわれる。米でも社会保障番号を使った同様の犯罪多発が指摘されており、

日本では目的外利用の禁止と民間利用の制限、違反者への強い罰則により韓国・米国と同じことは起きないと説明されるが保証はない。むしろ、番号制度が定着し機能が拡大すれば、サイバー攻撃や侵入による持ち出し、改竄、なりすまし、特殊詐欺の危険性は急増する。

金融機関等は過去の教訓から、なりすましや侵入を避けるため、顧客に暗証番号やパスワードを時々変更するよう推奨してきた。しかし、マイナンバーは原則として生涯変更を予定していない。番号で統合された個人情報情報はコンピュータ管理され、番号を入り口にしてすべての情報が検索できる。犯罪者にとつて個人番号は玄関ドアにつるしてある不変のマスターキーのように魅力的なため、ほぼ確実に闇の番号市場が生み出される。

アルバイトや原稿料などでも源泉徴収される場合は番号を知らせる義務を負う。雇用主や業務を受託した民間事業者も個人番号を把握するため、番号が地下市場に出回る機会が多い。現政権の姿勢と力量では個人情報漏洩・改竄・なりすましを防止することは不可能で、回復不能な被害が想定される。

市民を国家管理

安倍政権がすすめる特定秘密保護法や戦争法制の強行は、自民党改憲案にいう「国民は公の秩序に従う義務」を強要する装置として戦前の政治警察（旧特高・憲兵隊）を桁違いに成長させて復活させることでしか裏打ちできない。個人番号・団体番号は個人やNPOなどの団体を国家管理する道具として用いられる。番号により管理される情報は行政機関の間で連携・提供するとされているが、この一環として、各行政機関で収集された情報は警察・「わが軍」にも提供される。しかもその提供や利用は特定秘密として公開されることはないと思われる。番号による市民・団体の国家管理、干渉・弾圧は民主主義と相いれない。